埼玉県利根地域医療構想調整会議要綱

第１　設置に関すること

（設置）

第１条　利根保健医療圏（構想区域）における医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 14 の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県利根地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（業務）

第２条　調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　構想の推進に係る協議に関すること

⑵　その他利根保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

（組織）

第３条　調整会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とし、第７条で定める調整会議事務局の長が選任する。

⑴　医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び病院団体

⑵　医療保険者

⑶　市町の職員

⑷　各医療機能を有する医療機関

⑸　保健所長

⑹　その他必要と認める者

２　前項第６号の選任にあたっては、議事内容に応じて調整会議に出席する特別委員を選任することができるものとする。

３　前２項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　調整会議に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

２　会長は会務を総理し、調整会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（調整会議）

第６条　調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　調整会議は、委員（特別委員は含まない）の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　調整会議の議事は、出席委員（特別委員は含まない）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　委員がやむを得ず調整会議を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して調整会議に出席させることができる。
５　前項の規定により、調整会議に出席した代理の者については、委員とみなす。
６　調整会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

（調整会議の庶務）

第７条　調整会議の庶務は、幸手保健所に設ける事務局において処理するものとする。

第２　運営に関すること

（調整会議の開催回数）

第８条　調整会議は、原則として年２回開催とする。ただし、病院整備計画の公募実施等、特別に協議すべき議題がある時は、開催回数を追加することができる。

（調整会議の公開）

第９条　調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の３分の２以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（資料の事前配布）

第 10 条　事務局は、調整会議の資料を委員に配布し、事前に委員が目を通せるようにする。

（議事運営）

第 11 条　議長は、調整会議において委員全員が発言できるよう配慮した議事運営を行うものとする。
２　事務局は、必要に応じ事前に、委員への意見聴取、現場の状況や取組の発表依頼を行い、調整会議当日の議長の議事運営を補佐する。
３　事務局は、資料のペーパーレス化及びＷＥＢ方式での調整会議開催に努めるものとする。

（資料等のホームページでの公表）

第 12 条　事務局は、調整会議の資料を調整会議開催後速やかに埼玉県ホームページで公表する。
２　事務局は、調整会議の議事概要を資料公開後速やかに埼玉県ホームページで公表する。

第３　協議に関すること

（協議事項）

第 13 条　調整会議では、第２条各号に規定する構想の推進その他の必要な事項に係る協議として、次の事項について協議する。

⑴　病床の機能分化・連携に関すること

⑵　病床機能報告及び定量基準分析に関すること

⑶　非稼働病棟に関すること

⑷　病床整備に関すること

⑸　病床機能の転換に関すること

⑹　その他別に定めること

第４　部会等の設置に関すること

（部会等の設置）

第 14 条　会長は必要に応じて、かかりつけ医機能に関する協議の場等専門的な検討の場を設けることができる。

この場合、本要綱の各条項の規定に準じて実施するものとする。

第５　その他

（その他）

第 15 条　この要綱に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

２　第３条の規定による委員の選任及び第７条の規定による調整会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

３　埼玉県利根地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱（平成２８年１２月２０日幸手保健所長決裁）は、令和４年５月３１日をもって廃止する。

附　則

１　この要綱は、令和８年７月２２日から施行する。